

神戸市債権管理対策推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 市民の貴重な財産である本市が保有する債権の適正管理を全庁的に行い、歳入の確保を図るとともに公平性と行政の信頼性の確保を図るため、神戸市債権管理対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 債権管理対策に関する計画の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 債権管理対策に関する総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、債権管理対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、局長会議出席者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が召集し、債権管理対策に関する基本方針その他重要事項を決定する。

(各局債権管理対策推進チーム等)

第5条 各局債権管理対策推進チームは、各局の債権管理対策を統括する本部員が必要と認めるときに設置することができる。

- 2 各局の債権管理対策を調整するため、局幹事を置く。局幹事は、各局の庶務担当課長又は関係課長をもって充てる。
- 3 本部員が第1項に規定する各局債権管理対策推進チームを設置した場合において、債権管理対策の支援に必要があると認めるときは、各局債権管理対策推進チーム内に局アドバイザーを置くことができる。
- 4 前項に規定する局アドバイザーは、本部員が定める者をもって充てる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、行財政局税務部収税企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（平成 20 年 7 月 9 日市長決定）

この要綱は、平成 20 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日市長決定）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。